資料４

製品プラスチック一括回収･リサイクルについて

目次

１　容器包装リサイクル法について

２　現行リサイクル制度の課題

３　製品プラスチック一括回収・リサイクルの実施

４　さらなる分別・リサイクルに向けて

1　容器包装リサイクル法について

（1）法の概要

- 大量生産・大量消費による廃棄物の増大、埋立処分場のひっ迫等を背景として、一般廃棄物の約6割を占める容器包装の減量・リサイクルを進めるため、平成7年に制定。
- プラスチックのうち、お菓子の袋など「プラスチック製容器包装」のみが対象で、ハンガーや歯ブラシ等の「製品プラスチック」は対象外。

プラスチック製容器包装	製品プラスチック
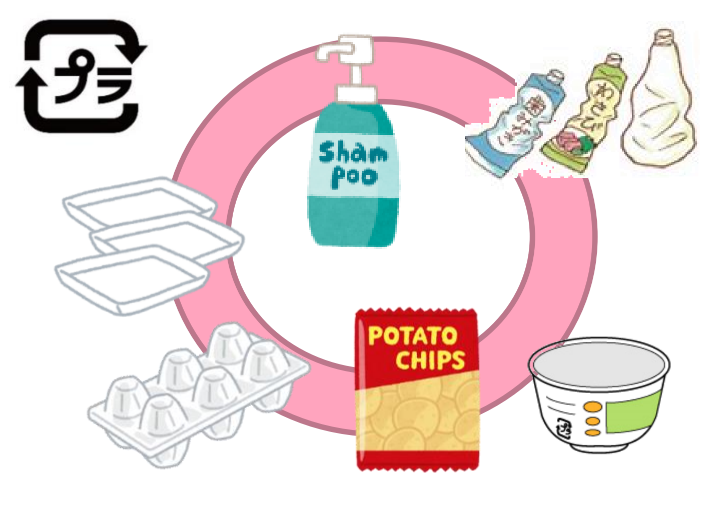	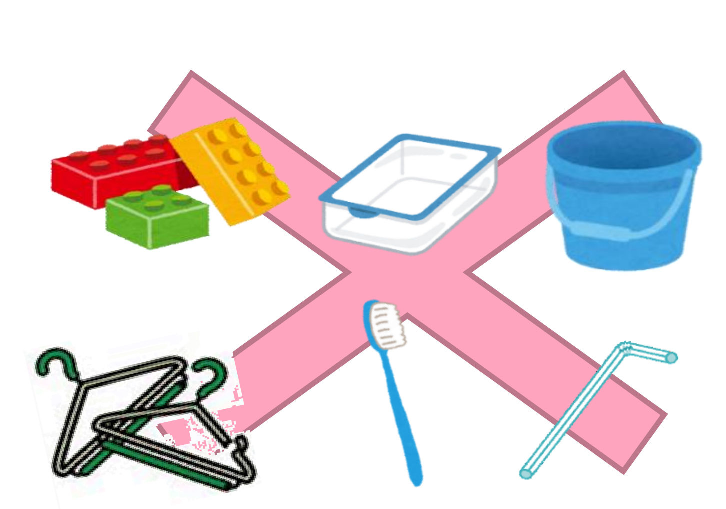

1　容器包装リサイクル法について

(2)リサイクルの仕組み

消費者

← 商品を提供 ←

事業者

分別して排出

↓

リサイクルを委託

製造・利用等した量に応じてリサイクル費用を支払い

↓

家庭から排出される
プラスチック製容器包装、
を分別収集

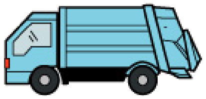

市町村

金属等の不適物を
取り除き、圧縮梱包

→ 引き渡し →

指定法人
容器包装リサイクル協会

↓

入札により、
リサイクルを委託

リサイクル業者

本市の分別収集の実施状況

- **開始時期：平成14年4月**
- **再資源化量（令和3年度）：12,661 トン**

2　現行リサイクル制度の課題

（1）分別が分かりづらい

- プラスチックのうち、容器包装のみが対象で、市民にとって分かりづらく、分別が進まない一因となっている。
- 家庭ごみには、容器包装が11％混入している。

家庭ごみの組成（令和3年度）

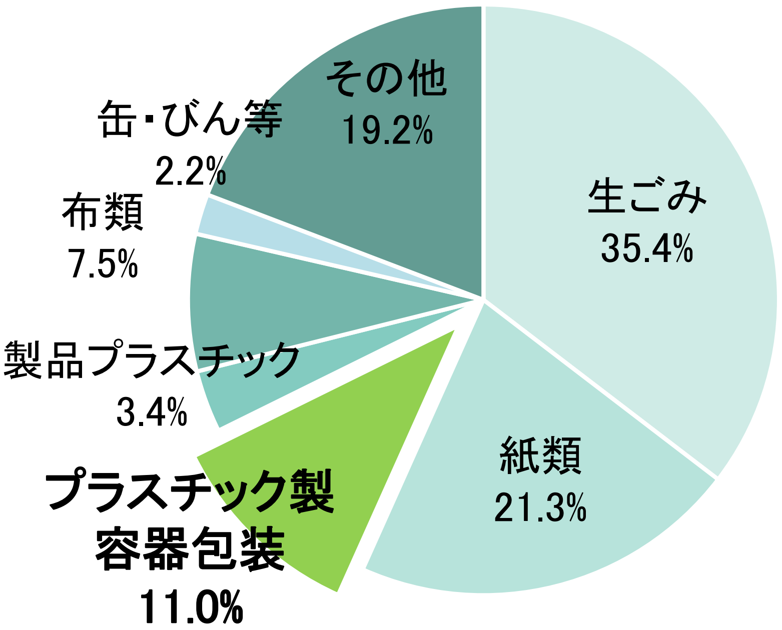

２　現行リサイクル制度の課題

（2）マテリアルリサイクルの推進

- 資源の有効利用の観点からは、「マテリアルリサイクル」の推進が重要だが、現状は「ケミカルリサイクル」が約6割を占める。
- 指定法人が入札によってリサイクル業者を決定する現在の仕組みにおいては、市町村が改善に取り組むことはできない。

国内のリサイクル状況

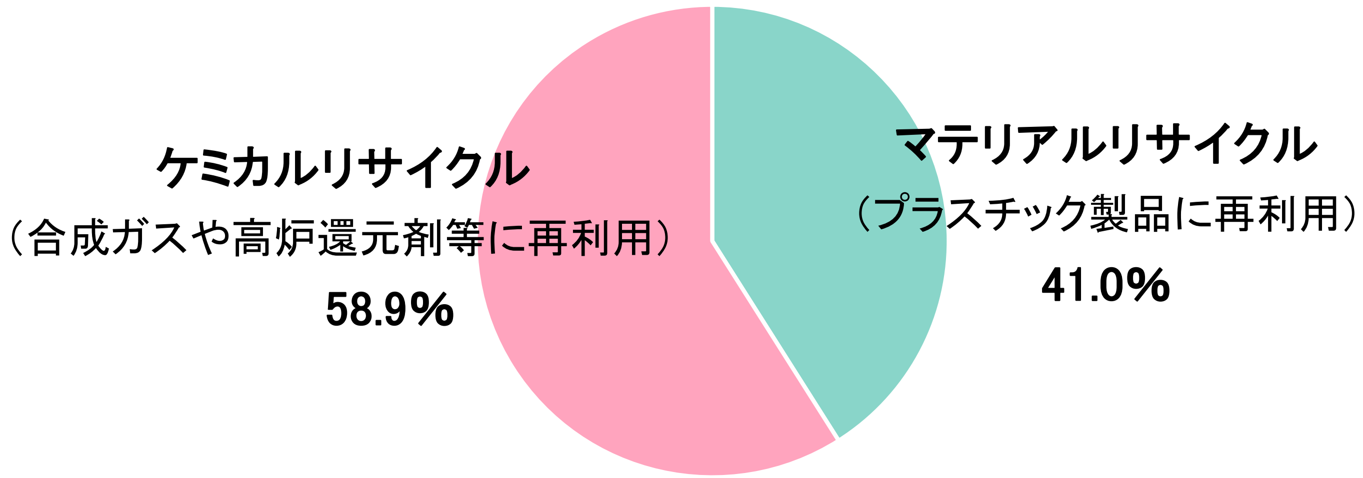

※容器包装リサイクル協会による再商品化実績（令和2年度）
端数処理のため合計が100%にならない

3　製品プラスチック一括回収・リサイクルの実施

（1）プラスチック資源循環促進法（令和4年4月施行）

① 一括回収について

- 市町村は、ハンガー等の製品プラスチックの分別収集・リサイクルに努めるよう規定されるとともに、容器包装と一括で回収しリサイクルを行うことが可能となった。
- 容器包装のリサイクル費用は、これまでどおり製造事業者等の負担となるが、製品プラスチックは市町村の負担とされている。

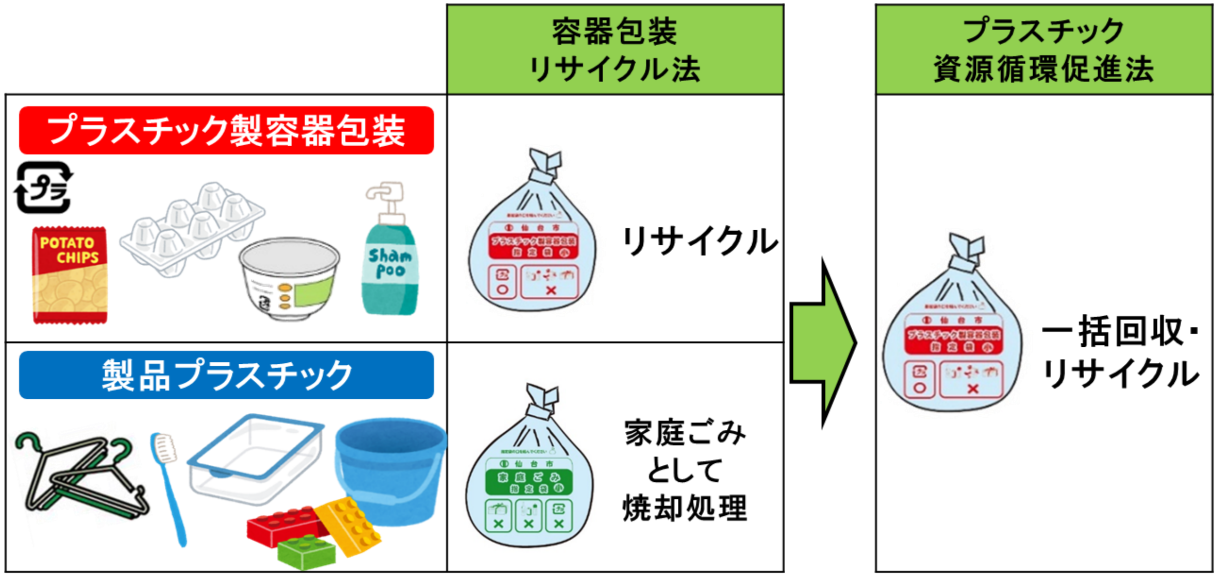

3　製品プラスチック一括回収・リサイクルの実施

②リサイクルに係る新制度について

　法では、現行制度により容器包装リサイクル協会へ引き渡してリサイクルを行う方法に加え、市町村が、再商品化計画を策定し（計画期間3年以内）、環境大臣及び経済産業大臣の認定を受けることで自らがリサイクルを行うことができる新制度が設けられた。

＜新制度のメリット＞

- 選別からリサイクルまでの工程を一体・合理化するなどし、コスト低減を図ることができる。
- リサイクルの方法を本市が決定できるため、全量を「マテリアルリサイクル」とすることや、リサイクルの「見える化」を図るため、市民に身近な製品へのリサイクル等について検討することも可能となる。

3　製品プラスチック一括回収・リサイクルの実施

（2）本市における実証事業について

① 概　要

令和2年度から、製品プラスチック一括回収・リサイクルの実証事業を実施し、排出される製品の量や種類を把握するとともに、リサイクルにおける技術的な課題等を検証

② 実施地区及び期間

令和2年度：１地区（約2,800世帯）・１か月間

令和3年度：５地区（各区１か所・約8,100世帯）・延べ9か月間

③ 結　果

回収量	• プラスチックごみの回収量は、一括回収前と比べて約12%増加 • 製品プラスチックの割合は、回収量全体の約9%
リサイクル	• 排出される製品プラスチックは形状や素材が多岐にわたるものの、リサイクルに支障はないことを確認
アンケート	• 約8割の方が「分別が分かりやすくなった」、「今後の本格実施を望む」と回答

３　製品プラスチック一括回収・リサイクルの実施

（3）全市展開について

① 開始時期

令和5年４月

※同年1月から一部地域（各区２か所・計10地区、約25,000世帯）で先行実施

② 収集の対象

製品プラスチック及びプラスチック製容器包装
（プラスチック素材100%のものに限る）

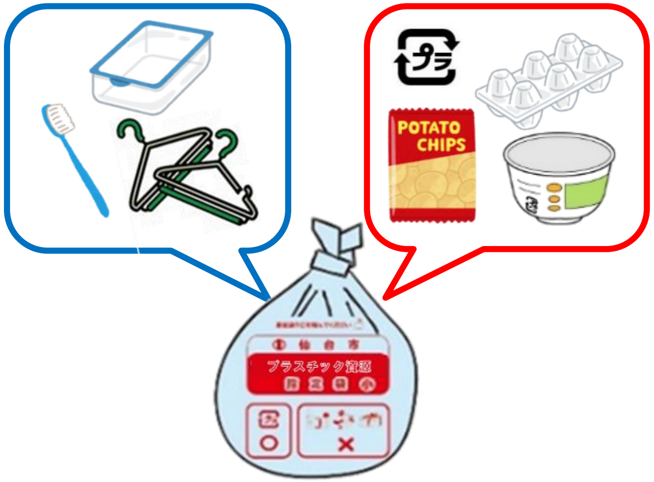

③ 分別の名称

プラスチック資源

④ 収集日及び排出方法

　現行の「プラスチック製容器包装」の日（週１回）に、
プラスチック資源をまとめて指定袋に入れて排出する。

３　製品プラスチック一括回収･リサイクルの実施

⑤リサイクル

- 委託先 ： Ｊ&Ｔ環境株式会社
- リサイクル方法：マテリアルリサイクル（物流パレット等）

⑥大臣認定の取得

　以上の内容を実施するため、新制度に基づき国へ再商品化計画（計画期間３年）を申請し、大臣認定を取得する。

４　さらなる分別・リサイクルに向けて

- 「脱炭素都市」の実現に向けては、廃棄物の処理に伴う温室効果ガス排出量の約7割を占める、プラスチックごみの焼却量削減を進めることが重要。

- 令和５年４月からの製品プラスチック一括回収・リサイクルの全市展開に向け、市政だよりやホームページ、啓発リーフレット等を通じて周知広報に取り組む。

- 市民の皆さまに、「分ければ資源」となることを実感いただけるよう情報発信に努めるなど、さらなる分別・リサイクルに向けた取り組みを推進していく。